

# 総合事業実施に係るQ&A(介護支援専門員向け)

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当  
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA

番号	分類	質問	回答	発出時期
1	基本チェックリスト	認定期間満了に伴い、基本チェックリストを実施する場合の時期についてはどのようになるのか。	特に規定は設けておりませんが、要支援認定の有効期間が終了する前の概ね1か月程度以内が適切と考えます。これについては、要支援認定の満了日前に基本チェックリストを行い、要支援認定を更新せず、事業対象者としてサービスを継続しようとする場合には、当該満了日の翌日に基本チェックリストを実施したとみなします。	平成29年12月19日 介護支援専門員説明会において提示した質問及び回答
2	基本チェックリスト	総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業は、要支援及び基本チェックリスト該当者の両方が対象となっている。基本チェックリストに該当すればサービスを利用できるため、結果的に利用者が増大してしまうのではないのか。	1. 介護予防・生活支援サービス事業については、現行の要支援認定者相当を対象者として想定しており、具体的には、何らかの支援を必要として窓口に来た者のうち、基本チェックリストの記入によって生活機能の低下がみられた人(事業対象者)を対象とすることとしています。 2. 基本チェックリストは、従来の二次予防事業対象者の把握事業のように、市町村から被保険者に対して積極的に配布するものではなく、支援が必要だと市や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、要支援認定ではなく、簡易にサービスにつなぐために実施するものであることに留意していただきたいと考えています。	
3	基本チェックリスト	基本チェックリストを実施して行うサービスの区分の振り分け結果に不服がある場合、行政不服審査法による不服申し立ては適用されるのか。	基本チェックリストについては、基本的に質問項目の趣旨を聞きながら本人が記入し、状況を確認するものであること、相談者が希望すれば要介護認定等を受けることもできることなどから行政処分にはあたらないものとされており、不服申し立ての対象とはなりません。	
4	介護予防ケアマネジメント	包括的支援事業において、二次予防事業対象者に必要に応じて「介護予防ケアマネジメント業務」を行っているが、総合事業における「介護予防ケアマネジメント」はどのように違ふのか。	1. 新しい総合事業においては、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに効果的・効率的な介護予防の取組を推進することから、これまでの二次予防事業は廃止となります。 2. 地域包括支援センターの包括的支援事業の1つとして、二次予防事業対象者に対して必要に応じて実施されていた「介護予防ケアマネジメント業務」も廃止となります。 3. 一方、総合事業の事業対象者へのケアマネジメントは、総合事業の枠組みの中で「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」として行うこととなります。	
5	介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援の件数と介護予防支援の業務受託件数をあわせて40件になると介護報酬の逓減制度があるが、総合事業における介護予防ケアマネジメントの受託件数も含まれるのか。受託件数に制限はあるのか。	介護予防ケアマネジメントの受託件数は含まれません。受託件数に制限はありませんが、利用者の処遇に影響がなく、地域包括支援センターへの提出書類等の遅延がないよう、適切な範囲で受託していただきたいと考えています。	
6	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントの依頼は、利用者から市町村に届け出ることになっているが、本人の代理として家族や地域包括支援センターから提出する際は、委任状が必要か。また、要介護から要支援に変わり、給付によるサービス利用から、事業によるサービス利用に切り替わる際など、事業と給付の移行の度に、届出が必要か。	1. 介護予防ケアマネジメントの依頼の届出については、委任状は必要なく、利用者本人が自書の上、家族や地域包括支援センターが代理で市に提出することは可能です。 2. 介護給付から予防給付又は介護予防・生活支援サービス事業に移行する場合は、居宅介護支援事業者から地域包括支援センターへケアマネジメントの実施者を変更することとなるため、届出が必要です。 3. なお、要支援者が、予防給付から介護予防・生活支援サービス事業へ移行する際は、指定介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ移行することとなりますが、この場合は、要支援者であることは変わらず、ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターも変わらないため、提出は不要です。一方、要支援者から基本チェックリストによるサービス事業対象者に移行する場合は、介護予防ケアマネジメント依頼届出によりサービス事業対象者として登録するため、届出書の提出が必要です。	

総合事業実施に係るQ&A(介護支援専門員向け)

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当  
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA

番号	分類	質問	回答	発出時期
7	介護予防ケアマネジメント	要支援者が認定の有効期間満了に伴い、総合事業のサービス事業利用に移行する場合、初回加算は算定できないとのことだが、サービス事業利用から、新たに要支援の認定を受けて、給付のサービスを利用する事となった場合、初回加算は算定できるのか。	介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合の介護予防支援の初回加算の算定については、過去2月以上当該地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合に限られます。	平成29年12月19日 介護支援専門員説明会において提示した質問及び回答
8	介護予防ケアマネジメント	要介護認定等申請と同時に、基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを開始後、要介護1以上の結果が出た場合、同月内に介護給付を利用するまでの地域包括支援センターが作成するケアプランと、認定結果に基づいて、介護給付について居宅介護支援事業所が作成するケアプランの、2件存在することになると考えてよいか。また、その場合は、介護予防ケアマネジメント費と居宅介護支援費をそれぞれ請求でき、支給限度額管理は、地域包括支援センターと居宅支援事業者が連携を取り合っているようになるのか。	1. 要介護認定等申請と同時に、基本チェックリストによりサービス事業対象者として総合事業のサービスを受ける場合は、介護予防ケアマネジメントによるケアプランに基づきサービスを利用するが、認定結果が要介護1以上となり、介護給付の利用を開始する場合は、居宅介護支援事業所による居宅介護支援に移行することとなります。 2. なお、月の途中までサービス事業対象者として総合事業のサービスを利用していた者が、要介護1以上の認定結果の通知に伴い、居宅介護支援に切り替えた場合は、給付のルールに準じて、月末の時点で居宅介護支援を行っている居宅介護支援事業者が給付管理票を作成して提出することとし、併せて居宅介護支援事業費を請求することとなります。また、この場合の区分支給限度額管理は、地域包括支援センターと居宅介護支援事業者が連携を取り合っている行います。	
9	介護予防ケアマネジメント	介護予防・生活支援サービス事業の類型として、総合事業訪問介護・通所介護、自立支援訪問介護・通所介護等複数のサービスを設定している中で、例えば、訪問型サービスのうち、どの種類のサービスを利用するかについては、介護予防ケアマネジメントの中で判断するのか。	1. 総合事業における介護予防ケアマネジメントは、基本的なケアマネジメントのプロセスに基づきつつ、「生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である」としています。 2. 周南市版総合事業アセスメントシートで利用者の状態像を把握した後、アセスメントで抽出された課題を、利用者と共に目標を設定し、その目標の達成に向けて必要なサービスの利用を検討し、利用者の日常生活の自立に向けて支援するものとして実施していただきたいと考えています。	
10	介護予防ケアマネジメント	基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。	要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるために、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となります。 1. 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため、総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となります。 2. 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となります。	

# 総合事業実施に係るQ&A(介護支援専門員向け)

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当  
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA

番号	分類	質問	回答	発出時期
11	介護予防ケアマネジメント	総合事業の介護予防ケアマネジメントの結果、介護予防居宅療養管理指導の利用につなげた場合、介護予防ケアマネジメント費を支払うことができるか。また、支払可能な場合、ケアマネジメントCと考えて良いか。	<p>1. 介護予防居宅療養管理指導は、区分支給限度基準額が適用されないサービスであり、医師の指示の元を実施されるサービスであり、給付管理を行わないことから、介護予防支援費の支給対象外サービスとされています。</p> <p>2. しかしながら、一般介護予防事業の利用のみということになった場合でも、あるいは総合事業以外の民間サービス等に繋いだ場合でも、ケアマネジメントのプロセスは行われていることから、その実施月の報酬は請求できるとしています。</p> <p>3. お尋ねの場合も、ケアマネジメントにより介護予防居宅療養管理指導の利用につなげていることから、そのプロセスに着目し、ケアマネジメントCとしてお示ししているように実施月のみ介護予防ケアマネジメント費を支払うことについては可能と考えています。</p>	平成29年12月19日 介護支援専門員説明会において提示した質問及び回答
12	その他	<p>周南市に居住しているが、住民票が他市町村にあり、介護保険の保険者が周南市ではない場合においても、介護予防・生活支援サービス事業の対象者としてよいか。</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業を実施するにあたり、周南市に居住しているものの、住民登録地や介護保険の保険者が周南市ではない場合には、基本チェックリストの提出先や総合事業の利用有無が変わりますので、つぎのとおり取り扱いには留意してください。</p> <p>①住民登録地が周南市で、介護保険の保険者が他市町村の場合は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書は周南市に提出します。(市が届出書の写しを他市町村に送付し、他市町村が被保険者証を発行します) サービス事業は利用できます。</p> <p>②住民登録地が他市町村で、介護保険の被保険者が周南市の場合、介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書は施設所在地の市町村に提出します。(市は施設所在地の市町村より届出書の写しの送付を受け、被保険者証を発行します。 サービス事業の利用可否は他市町村の実施状況によります。</p>		
13	申請、サービス利用	要支援2の認定を受けた人は、総合事業通所介護は週に2回利用できるのか？	<p>総合事業のアセスメントは周南市独自の基準ですので、要支援2の方が必ずしも週に2回の総合事業通所介護が利用できるとは限りません。</p> <p>総合事業訪問介護についても同様に、介護認定が要支援2であったとしても、必ずしも週3回利用できるわけではありませんのでご注意ください。</p>	平成29年2月17日 介護支援専門員研修会において提示した質問及び回答
14	申請、サービス利用	介護保険申請中の人が、総合事業を利用する場合、認定結果が出ていなくても、総合事業アセスメントを実施すれば、総合事業のサービスを利用することができるのか。	<p>総合事業アセスメントシートには、介護認定結果を入力する必要がありますので、認定結果が出る前に、総合事業サービスを利用する場合は、暫定利用することとなります。</p>	
15	申請、サービス利用	居宅療養管理指導(医師、薬剤師、栄養士)を利用している人(する人)が、総合事業通所介護、または、総合事業訪問介護を利用する場合、介護保険申請は必要か。	<p>居宅療養管理指導は介護保険での給付になりますので、介護保険申請をして認定を受ける必要があります。</p>	
16	申請、サービス利用	新規申請をした人は、認定が出る前に暫定でサービスを利用しても良いか。	<p>通所介護、訪問介護を暫定利用する場合には、要支援認定を受ける可能性のある人は、周南市から総合事業通所介護、総合事業訪問介護事業所としての指定を受けている事業所を利用する必要があります。要介護者の受け入れしかしていない事業所を利用する場合はご注意ください。</p>	

総合事業実施に係るQ & A(介護支援専門員向け)

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当  
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA

番号	分類	質問	回答	発出時期
17	その他	住民票は周南市にあるが、数年前から山口市で娘と同居している。以前、周南市で介護認定を受け、要支援1だったが、現在は認定が切れている。住民票を山口市に移す予定はない。平成29年度以降、山口市でデイサービスに通いたいが、どうすればよいか？	施設入所はしていないので、住所地特例になりません。従ってデイサービスを利用する場合、周南市で基本チェックリストを実施し事業対象者となるか、または介護保険申請をし、要支援認定を受ける必要があります。  現行相当のサービスを利用する場合、周南市から指定を受けている事業所で利用する必要があります。	
18	その他	岩国市が保険者で、周南市のケアハウスに入所中の住所地特例対象者。(住民票は周南市)要支援1で、介護予防訪問介護のみを利用しており、居宅介護支援事業所へ委託している。総合事業に移行することにより、サービス利用手続きはどのようになるのか。	これまでの介護予防支援と同様、施設所在の周南市が介護予防ケアマネジメントを実施することになります。  (事業対象者となった場合) ①周南市の居宅介護支援事業所が、利用者に対し、総合事業について説明。 基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を実施し、地域包括支援センターに送付。 ②地域包括支援センターが、周南市に基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を送付。 ③周南市は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書と被保険者証(写し)を岩国市に送付。 ④岩国市は、周南市から送付のあった介護予防ケアマネジメント依頼届出書をもとに、被保険者証を利用者へ送付。 ⑤居宅介護支援事業所は、利用者と介護予防ケアマネジメントの契約を締結。 ⑥居宅介護支援事業所は介護予防ケアマネジメントを実施後、介護予防ケアマネジメント費を地域包括支援センターに請求。 ⑦地域包括支援センターは介護予防ケアマネジメント費を国保連に請求。(ケアマネジメントB、Cの場合は、周南市に請求)  (要支援者となった場合) ①周南市の居宅介護支援事業所が、住所地特例対象者に対し、総合事業について説明。 介護保険の申請をする場合、保険者である岩国市に介護保険の申請手続きをするよう説明。 ②岩国市は、認定の結果、被保険者証を発行。 ③居宅介護支援事業所は、利用者と介護予防ケアマネジメントの契約を締結。 ④居宅介護支援事業所は介護予防ケアマネジメントを実施後、介護予防ケアマネジメント費を地域包括支援センターに請求。 ⑤地域包括支援センターは介護予防ケアマネジメント費を国保連に請求。(ケアマネジメントB、Cの場合は周南市に請求)	平成29年2月17日 介護支援専門員研修会以降に提示した質問及び回答

総合事業実施に係るQ&A(介護支援専門員向け)

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当  
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA

番号	分類	質問	回答	発出時期
19	その他	住居地特例対象者：住民票は周南市にあり、保険者は下松市で、平成29年4月1日以降、要支援認定を新規及び更新等により得た場合、基本チェックリストは、周南市を経由して保険者(他市)へ送付するのか？ 直接、当包括から保険者(他市)へ届け出るのか？	要支援認定を受けた場合、基本チェックリストの送付は不要です。 利用者が、介護予防サービス計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント依頼届出書及び被保険者証を周南市に届け出すことにより、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを通じた事業の利用が可能です。 周南市が、介護予防サービス計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント依頼届出書及び被保険者証を下松市へ送付します。	平成29年2月17日 介護支援専門員研修会以降に提示した質問及び回答
20	その他	事業対象者決定通知や保険証は下松市より本人へ送付されると思われるが、周南市と下松市の情報連携の取り扱いがあるのか？ 担当包括には周南市から事業対象者と通知又連絡があるのか？	事業対象者となり、地域包括支援センターが相談を受けた場合は周南市に基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を送付します。周南市が相談を受けた場合は地域包括支援センターに基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を送付します。 周南市が、介護予防ケアマネジメント依頼届出書と被保険者証を下松市に送付します。 下松市は、周南市から送付のあった介護予防ケアマネジメント依頼届出書をもとに、被保険者証を利用者へ送付します。周南市から下松市への情報提供はあります。	
21	その他	住居地特例対象者：住民票は周南市にあり保険者は下松市にあり、平成29年以降、要支援認定がない場合周南市民として、基本チェックリストは周南市へ提出し、周南市から事業対象者と認定を受けるのか？介護保険の保険者か？	施設所在地の周南市に基本チェックリストと介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出します。 周南市が事業対象者と登録後、介護予防ケアマネジメント依頼届出書と被保険者証を下松市に提出します。下松市が被保険者証を利用者へ発行します。	
22	その他	NO21で周南市の扱いとなる場合は、周南市内サービス事業所と下松市の契約は不要と考えて良いか？	施設所在地の周南市が介護予防ケアマネジメントを行うので、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センターと利用者が契約を締結します。 周南市の指定する事業者等がサービスを提供することになり、周南市内サービス事業所がみなし指定(平成30年4月以降は周南市の指定が必要)または周南市の指定を受けていたらよいので、下松市の契約は不要です。	
23	費用	介護予防ケアマネジメントマニュアルP28移行例と費用の所からの質問だが、平成29年3月31日まで要支援2の方が更新を行い認定日が4月中旬になり、結果が要介護1以上となった場合、訪問介護・通所介護のサービス利用分の費用は認定結果が出る前は総合事業より支給とあるが、認定日が4月中旬になっても有効期間は平成29年4月1日からになるので、要介護認定者として取り扱い、介護給付の支給対象とはならないのか。  そうならないのであれば、総合事業より支給される部分の利用分の計算は予防給付の料金を日割りにして計算するのか。	移行例と費用の解釈を変更しました。  平成29年3月31日まで、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している方が、要介護1以上となった場合は、これまでと考え方は変わらず、申請日に遡り、有効期間は平成29年4月1日から要介護認定者として取り扱い、介護給付の支給対象となります。  ただし、事業対象者が要介護認定を受け、要介護認定のいわゆる暫定ケアプランによる介護給付サービスを利用している場合は、並行してサービス事業を利用することはできないため、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は総合事業により支給することができるようになります。この場合、単価は介護給付サービス利用前の暫定利用分については総合事業の単価で日割算定し、介護給付サービスの利用分については介護給付の訪問介護・通所介護として算定することになります。  詳しくは、周南市版介護予防ケアマネジメントマニュアルP28以降を修正しましたのでご確認ください。	平成29年12月9日 介護支援専門員説明会後の質問及び回答

## 総合事業実施に係るQ & A(介護支援専門員向け)

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当  
自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA

番号	分類	質問	回答	発出時期
24	費用	認定申請中に要支援相当として暫定でサービスを利用していた方が非該当になった場合、介護予防・生活支援サービス事業は総合事業として請求していいのか。	できません。サービス利用前に基本チェックリストを行い、認定が下りるまで事業対象者としてサービスを利用していた場合は総合事業として請求できます。今回の場合は、事業対象者ではなく暫定プランでサービス利用をしているため、全額自己負担となります。	平成29年4月に示した質問及び回答